

(照会窓口)
社会保険業務センター
総務部企画調整課 原・鈴木
電話直通 5344-1109

平成21年3月6日
社会保険庁

年金からの源泉徴収に係る誤りについて

社会保険業務センターでは、2ヶ月に一度の約4000万件の年金支払業務のほか、毎月約400万件の受給者等の方々からの届出や相談に係る業務を行っていますが、判明した給付誤り等について随時公表を行い、再発防止に努めることとしています。

また、詳細については、社会保険業務センターつうしんに掲載し、職員に周知徹底することとしています。

1. 概要

平成20年中に年金から過年分の税額を源泉徴収した方のうち、一部の方について、徴収した税額を翌支払期に誤って還付していることが判明した。

2. 原因

年金給付システムの税計算プログラムの誤りによるもの。

3. 影響

誤って還付したため、以下のとおり税額の徴収不足が生じている。

- ・該当者数 230名
- ・徴収不足（誤還付）額合計 2,828,952円

なお、該当する方あてに送付している源泉徴収票については、正しい金額が記載されており問題はない。

4. 対応

該当する方には、個別にお詫びのお手紙を送付し、徴収不足となっている税額を4月定期支払期から再度徴収することについて、ご了解をいただくこととする。